



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
704号 2018年4月3日
〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
Tel・Fax : 870-0335
携帯 : 090-5587-7693
Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

原子力災害の広域避難協定

東電への損害賠償請求

第1回定例会一般質問 ①-D

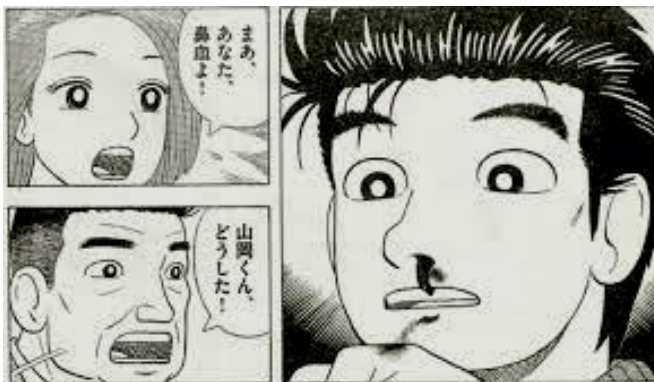
杉森議員は3月7日、牛久市議会第1回定例会で、①原子力災害時における広域避難に関する協定、②介護保険制度と生活援助の改定、について一般質問した。今号では①のDを掲載する。

厳しい態度が必要

【杉森議員の質問】 東電に対する損害賠償は6市町村で共同で進めるとのことです。東電は被災者に対する損害賠償・補償に誠意を示さず、安倍政権は凍土壁やスーパー堤防などムダな公共事業に走り、大手ゼネコンに税金をつぎ込んでいます。東電に対する損害賠償請求は厳しい態度で臨まねばなりません。昨年9月議会で、損賠請求の進捗状況を質問しましたが、「通算6度目となる損害賠償請求を今年10月に行う予定で準備を進めています。」とのことですが、その後の進捗状況を伺います。

東電の居直りは許されない

【環境経済部次長の答弁】 稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、平成24年度から平成29年度まで6回に渡り、東京電力に対する



東海第2原発延長申請に抗議し 首長懇談会6市村に要望する 意見書可決

日本原子力発電株式会社（原電）が昨年11月24日、東海第二原発の延長申請を強行したことに對し、牛久市議会は本年3月26日、「東海第二原発の延長申請の強行に抗議し、県と原子力所在地域首長懇談会6市村に要望する意見書」を賛成多数で可決した。その要旨は以下の通り。

牛久市議会は、原電による東海第二原発の20年延長の強行に強く抗議するとともに、県と原子力所在地域首長懇談会6市村（東海村、日立市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市、水戸市）に對し、以下の措置を講じられることを強く要望する。

一. 県と原子力所在地域首長懇談会6市村は、原子力所在地域首長懇談会6市村の同意なしに、延長も再稼働も認められないことを主張し続けていただきたい。

二. 県と原子力所在地域首長懇談会6市村は、国内でも最も危険で被害が大きくなる恐れがある東海第二原発の延長と再稼働に對し、民意に沿って反対の態度を堅持していただきたい。以上

なお、牛久市議会はすでに2012年3月に「東海第二原発の再稼働中止と廃炉を求める意見書提出」の請願を採択している。

2016年6月には「まもなく40年を迎える東海第二原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書も全会一致で可決している。

損害賠償請求を行っております。今年度は、平成29年10月17日に損害賠償請求を行っており、構成市町村全体の請求金額は1,997万2,042円、当市の請求金額は999万2,658円となっています。これまでの累計では、構成市町村全体の請求金額は、5億5,216万7,732円にのぼり、一方で、支払いを受けた額は、わずか3,337万4,794円で6%に過ぎず、5億1,879万2,938円が未だに支払われていない状況となっています。

支払は請求のわずか9.3%

このうち牛久市の請求金額は1億4,532万8,755円、支払いを受けた額は1,351万5,153円で9.3%、**1億3,181万3,602円の未払い金**が生じており、うち94%にあたる1億2,336万1,926円を人件費が占めています。

東京電力は、人件費に対する賠償は行わないと一貫して主張していますが、福島第一原発の事故から7年を迎えようとしている現在においても事故が収束したとはいえ、放射線量率測定や給食食材測定などのモニタリング調査を行わなければならない状況は続いており、**放射能対策を継続する限り人件費の負担が消えることはありません。**

本協議会としましては、放射能対策に係る経費負担が続く以上、原因者である東京電力に対して損害賠償請求を継続していきます。

消滅時効も注意して

【杉森議員の質問】「損害賠償請求権の消滅時効となる



2021年までに、原子力損害賠償紛争解決センター（いわゆるADRセンター）へ和解の申し入れをすべく、方向性を協議していきます。」とのことですが、ADRセンターだけで大丈夫かという気もしますが、この面でのその後の進捗状況を伺います。



当面はADR申し立てで

【環境経済部次長の答弁】杉森議員のご指摘のとおり、平成33年度には、初回の請求から10年が経過し、損害賠償請求権の消滅時効を迎えることになるため、時効対策を講じなければなりません。

時効対策としては、訴訟を起こす方法と、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRへの和解申し立てと、2通りの方法がありますが、市の顧問弁護士からは、費用がかからない、申し立てから半年程度で和解案が示されるなど迅速な解決が得られるとの理由で、ADRの利用を勧められています。

協議会としても、東京電力に対する損害賠償請求の席上で、ADRに申し立てを行い、和解の道を探るという方向性を確認しています。しかし、6市町村それぞれの個別事情もあることから、6市町村全体でADRに申し立てを行うか、各市町村での個別対応とするのか、方向性を協議した上で、本市としての時効対策を講じていきたいと考えています。

ADRだけで大丈夫か

【杉森議員の質問】ADRセンターだけで、裁判に訴えない場合、消滅時効になる恐れはありませんか。

時効中断特例法がある

【環境経済部次長の答弁】2013年に民法の時効規定3年を10年に伸ばした**原子力損害賠償(原賠)特例法**と、**原賠ADR時効中断特例法**が成立し、ADR申し立て中に時効が来た場合、ADRに申し立てた時期に訴えがあったこととして、時効にかからないようにすること(時効の中断)ができます。